# 軽自動車の所有権解除(ローン完済後、所有者を販売会社から現使用者に変更する)

# 所有者であるディーラーや信販会社に請求するもの。

1 申請依頼書

2 所有者承諾書

ローン完済時に送られてきた書類等に、請求方法などが詳しく書いてありますので あらかじめ請求し取り寄せてください。ローン完済時に送られてきた書類等がない場 合は、所有者となっている会社に直接問い合わせてください。

#### 新所有者が用意するもの

1 自動車検査証

4

## 次のうちいずれかのもの

- ①個人の場合
- 2 住民票(発行後3ヶ月以内)
  - ②法人の場合

登記簿謄本または登記事項証明書(発行後3ヶ月以内)

3 印鑑(認印で可)または申請依頼書(代理人が申請する場合)

#### 軽自動車検査事務所で用意するもの

- ① 申請用紙(軽第1号様式)約40円 売店で購入
- ② 軽自動車税申告書 無料 窓口で配布
- 引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なり、管轄が変更になる場合必要 ・ナンバープレート

## 届出手続終了後に警察署へ届け出るもの

(引越しなどで車検証記載の住所と現住所が異なっている場合は必要)

6 | 自動車保管場所届出書(いわゆる車庫証明、保管場所届出義務等の適用地域の場合)